

入院患者様へ

平成 14 年 4 月の「保険医療機関の療養担当規則」の改正により、180 日を超える長期の入院患者様には平成 15 年 4 月より入院料の一部を患者様にご負担頂いておりますが、令和 7 年 5 月より

ご負担いただく金額は 1 日 2,190 円となります。

ただし、以下の方は除外されます。

- 1、厚生労働大臣の定める状態にある方（人工透析を受けている方、人工呼吸を装着している方など）
- 2、自賠責、労災保険で入院されている方

なお、該当される患者様には予め詳しくご説明させていただきますので何卒ご了承ください。

令和 7 年 5 月 1 日

真木病院 院長